

令和元年東日本台風により被災した住宅用地の減免継続について

R5.1.26
部長会議資料

財政部資産税課

1 被災住宅用地特例(地方税法第349条の3の3)について

- 被災による住宅の滅失に伴い非住宅用地として税額が急増することを回避し、**住宅の再建を側面から支援するための措置**
- 災害により住宅が滅失した土地について、被災後2年度分に限り住宅用地とみなし、「住宅用地の特例」と同様に、土地に係る固定資産税を1/6又は1/3に、都市計画税を1/3又は2/3に軽減する
- 令和元年東日本台風においては、**令和2年度及び令和3年度**に特例を適用



2 令和4年度 被災住宅用地に係る減免について

「被災住宅用地の特例措置」の適用期限を迎えた土地について税額が上昇する

➡ **市独自の施策**として被災者に寄り添った支援＝『**令和4年度課税**における**減免**』を実施

減免額：「被災住宅用地の特例措置」と同等の軽減額

期 間：**令和4年度限り**(住宅の再建期間等を考慮し1年間)

適用者：368名

減収額：11,524千円(固定資産税+都市計画税)

(適用者・減収額は令和4年8月3日時点)

3 令和5年度以降 被災住宅用地に係る減免について

市独自の施策として被災者に寄り添った更なる支援＝『**3年度分**(令和5年度～令和7年度課税)**減免継続**』

(長野市災害復興計画において「復興」事業終了が令和6年度末とされていること、及び『被災地への住宅再建支援』という本施策の主旨を踏まえ、令和7年度課税までを減免の対象とする)

減免期間：令和5年度～令和7年度

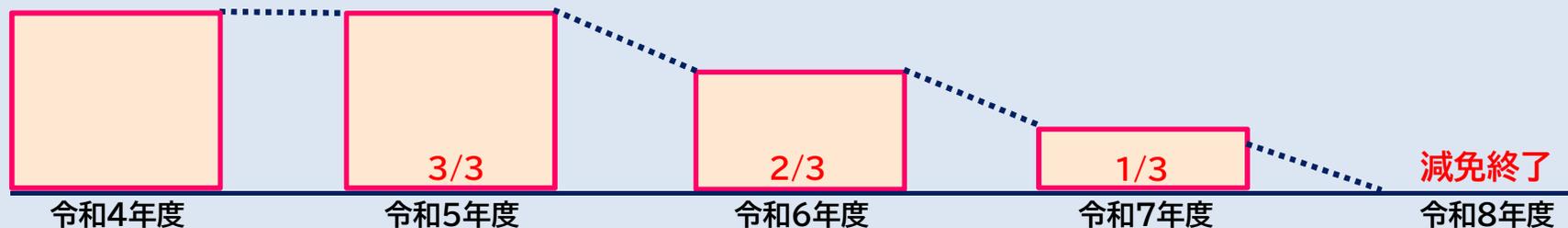
減免額：「被災住宅用地の特例措置」と同等の軽減額

ただし、令和4年度の減免額を基準に、**令和5年度(3/3)**、**令和6年度(2/3)**、**令和7年度(1/3)**の割合で適用

減免対象：令和4年度減免適用土地の内、各年度の賦課期日(1月1日)において、被災住宅用地の特例の適用条件を満たす土地
(適用条件例：家屋を建築していない、売買で所有者が変更になっていない、他の用途に使用していない)

< 減免イメージ >

令和5年度から、**3年間のサンセット方式**とする(令和**5**年度～令和**7**年度)



4 令和5年度課税以降における被災住宅用地特例に係る減免の試算

・ 令和4年度 実施状況に基づく減免額試算

	義務者数	固定資産税		都市計画税		減免額合計
		固定筆数	固定減免額	都計筆数	都計減免額	
対象土地総計	384人	629筆	11,213,203円	251筆	634,168円	11,847,371円
R4	368人	600筆	10,902,620円	247筆	621,470円	11,524,090円
R5 (3/3 R4と同額)			10,902,620円		621,470円	11,524,090円
R6 (2/3)			7,268,413円		414,313円	7,682,726円
R7 (1/3)			3,634,206円		207,156円	3,841,362円
総減免額(R4～R7)			32,707,859円		1,864,409円	34,572,268円
延長分減免額(R5～R7)			21,805,239円		1,242,939円	23,048,178円

5 今後のスケジュール

	庁内会議等	議会対応	市民対応
令和5年1月31日(火)		政策説明会	
令和5年2月 1日(水)	記者会見		
令和5年3月下旬			減免のお知らせ及び減免申請書の送付
令和5年4月1日～			減免申請受付開始
令和5年4月末～5月初			令和5年度納税通知書発送(減免適用前)
令和5年6月以降			令和5年度納税通知書発送(減免適用後) *減免申請書の提出時期に応じて更正処理